

令和 8 年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（迂回防止制度の創設）

要望元：貿易経済安全保障局特殊関税等調査室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）			不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設									
改正要望の内容			不当廉売関税の課税命令に服すべき者が課税を免れるため、課税命令が示す課税範囲から形式的に外れるようにするものの、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行う、いわゆる「迂回」に適切なタイミングで対処し、必要と判断された場合に課税が行われる仕組みを構築する。									
税番	統計 細分	品目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額	
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵				
改正要望内容の 施行期日及び適用期間												
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況			① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 不当廉売関税（アンチダンピング（AD）関税）は、不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する本邦の産業を保護するため、不当廉売差額の範囲内で課することができる割増関税であり、W T O協定上、各国に認められている制度である。近年我が国においては毎年 1 ～ 2 件程度のAD関税調査を実施しており、AD措置の発動が活発化している。2025 年はさらに調査数が増加し、過去最高の調査件数となる見込みである。今後、不当廉売製品の日本市場への流入を抑え、国内産業保護の実効性を確保するために、日本においてもAD関税を引き続き適切に活用していくことが求められている。 (2)輸入状況等 — (3)国際市況等 — (4)国際交渉の状況・諸外国における制度実態 米欧など各国においてもAD関税が積極的に活用されている。1995 年のW T O発足から 2024 年までの期間において、米国では 673 件、E Uでは 369 件のAD措置が発動。こうした中で、迂回行為への対処についてはW T O協定上に明示的な規定はないものの、主要国（G20 では日本とインドネシア以外）は、迂回行為に対して当初調査を改めて行うのではなく、主に既存の貿易救済措置に対する迂回行為が行われていることの確認等を以て、当該措置の対象となる国や産品を拡大する制度（以下「迂回防止制度」という。）を有し、実際に発動している。									

	② 問題点 AD関税は対象国・対象産品を指定して課税される。近年、我が国においても、ADの課税命令に服すべき者が課税を免れるため、課税命令が示す課税範囲から形式的には外れるように供給国・品目を変えるものの、実質的には課税命令前と同等の商業行為を行う“迂回”（Circumvention）の問題が顕在化している（例えば、「軽微な変更」による迂回や「第三国迂回」等）。 上記のとおり現在、WTO協定等の条約において迂回に対処するための措置について定めた規定は存在しない。他方、世界の主要国では、迂回防止制度を有し、迂回防止制度を発動している。 しかし、我が国は迂回防止制度を持たないため、迂回への措置が必要な場合、改めて当初調査を行う必要がある。このため、原措置の対象国又は対象産品とは別に新たな国又は新たな産品について国内産業への損害の有無等を確認する必要があるが、例えば損害認定は長期（3年間）のデータを確認して行われるため、原措置発動以降に発生するであろう迂回行為には迅速に対応することが不可能である。また、迂回品単独では原措置と同様の方法で損害を認定することが容易でないことも想定され、そもそも調査開始のための十分な証拠がそろわない可能性もある。加えて、仮に当初調査を開始できたとしても、通常、調査（ダンピング、損害及び因果関係の認定）は1年かけて行われ、迂回行為が確認されてから当初調査を開始したのでは、措置を発動するまでに相当の時間を要してしまい、国内産業は被害の拡大を待つのみとなってしまう。 例えば、韓国産及び中国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税課税開始（2022年12月）後、①中国から、類似品（アルミ合金加工した代替品）の輸入が増加、さらに②第三国からの溶融亜鉛メッキ鉄線の輸入（及び中国から当該国への未加工鉄線の輸出）が増加。措置の発動後も国内産業の状況は改善しておらず、①「軽微な変更」による迂回、及び②「第三国迂回」の影響を受けている可能性があるが、新規調査を開始し、国内産業の生産や販売、利潤等のデータを3年分集めても、すでに原措置により損害の認定を受けていることに加え、原措置の対象貨物の輸入が止まることにより、生産や販売、利潤等について、原措置後の3年間のデータにおいて、これらの数値が減少していない可能性がある（増加している可能性もある。）。 また、他の案件でも今後、本邦の半製品輸入加工業者が加工生産能力を拡大し、課税対象国から半製品の状態で輸入が急増し、本邦において最終加工して完成させるといった「輸入国迂回」が行われる可能性があり、仮に新規調査を開始したとしても、上述のような損害の立証が困難となる可能性がある。
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 不当廉売関税の迂回行為に対して迂回防止措置を実施し、AD関税の実効性を高めることにより、本来AD関税により保護されるべきとされた国内産業の保護効果が損なわれることを阻止する。 ② 改正の方向性

	上記のとおり、仮に迂回行為に対して何らかの対応を行う場合、当該迂回を現行法に基づく調査において、調査対象貨物を拡大することにより対応するには限界があり、また、迂回発覚後に当該迂回品を対象に調査を一から始めることでは迅速な対応は不可能。したがって、迂回に該当する要件を明確化し、当該迂回の事実等が認定される場合に、通常の課税調査によらず、より迅速に発動中の課税措置（発動政令）の対象に迂回品を含めることを可能とする制度が必要。 さらに、迂回の事実の確認のためには、迂回国企業等に対する個別の調査が必要となるため、調査当局が業界からの要請により、あるいは要請が無くとも必要と認める場合には、迂回行為の有無等を確認するための調査（質問状送付、現地調査（任意）等）を行う権限が必要。 今回の改正要望事項は、いずれも迂回に適切に対処することを目的とするものである。具体的には、規制・課税する迂回の類型及び要件を定め、迂回品に対して課税を行うに当たっての調査（迂回防止調査）に係る手続きを整備する。なお、制度の検討に当たっては、迂回に関与していない者が不当に課税されることがないように、迂回防止調査に対して利害関係者が意見を表明し、課税されないようにする手続きも整備することとする。 ③ 改正目的達成予定時期 迂回防止調査を経て、不当廉売関税の迂回行為に対して迂回防止措置を実施した時。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 ・貿易救済措置の実効性を損なう迂回に対処するための迅速な調査の実施及び課税に伴う国内産業への損害拡大の早期回避 ・利害関係者における迂回防止調査の手続きが予め定められていることによる予見性の向上 (2)消費者等の利益に与える効果・影響 ・既存の不正な貿易を是正する措置（原措置にあたるAD関税）についての実効性を確保するものであり、追加的に消費者等の利益に影響を与えるものではない (3)その他の効果・影響 — ② 改正の妥当性 本要望は、過去に発動したADについて、措置の効果を損なう迂回に対して適切なタイミングで対処し、必要と判断された場合に課税が行われることで、国内産業への損害の拡大を最小限に食い止めることを目指すための要望である。また、諸外国においても迂回防止制度が整備され運用されている。これらを踏まえると、改正は妥当であると考えられる。産業界（日本経済団体連合会、日本鉄鋼

	連盟、日本化学工業協会、日本繊維産業連盟、日本化学繊維協会、炭素協会等）もこの動きを支持している。令和7年7月には、炭素協会から迂回防止制度創設の要望書が経済産業省へ提出された。同年8月には、日本鉄鋼連盟、特殊鋼倶楽部ステンレス協会、線材製品協会、普通鋼電炉工業会から連名での要望書が公開された。 迂回防止制度とWTO協定等との整合性については、他国の運用も参考に、関係省庁と法案初期段階から緊密に協力・連携して進めていく予定である。また、令和6年の関税・外国為替等審議会答申においても以下の通り本制度の創設には不当廉売関税の実効性を高める意義が認められている、等記載されているところである。 令和7年改正：関税・外国為替等審議会答申（令和6年12月20日） Ⅲ．引き続き検討すべき事項 1．不当廉売関税に係る迂回防止制度 不当廉売関税に係る迂回防止制度の創設については、不当廉売関税制度の実効性を高める意義が認められることから、早期に実現する必要がある。他方、制度設計に当たっては、制度創設の必要性・期待される効果等や制度設計の妥当性・合理性及びWTO協定整合性の確保をはじめとする事項の精査・検討を十分に行い、有識者や関係者等の意見も踏まえ、実効性のある制度を創設することが重要である。こうしたことを踏まえ、早期の制度創設を念頭に、引き続き精査・検討を継続することが適当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 — ② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係 — ④ 関連措置 —

○ 改正経緯

これまでの改正状況	【不当廉売関税制度全般に係る主な改正事項】 関税定率法（第8条関係） ・平成7年：世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の発効に伴う関連規定の整備 不当廉売関税に関する政令及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン
-----------	--

	・平成 21 年改正：企業による申請要件の緩和、仮決定手続きに係る規定の整備等 ・平成 23 年改正：調査開始の要件の緩和 ・平成 28 年改正：団体名で申請する場合の要件の緩和 ・平成 29 年改正：申請書の記載事項の見直し、調査開始の要件の緩和等
措置による効果	平成 20 年代に申請に必要な要件の改正が行われたことなどを踏まえ、AD に関する企業による相談件数は増加傾向にあり、近年は毎年 1 ～ 2 件程度の調査を実施している。2025 年は、さらに調査数が増加し、過去最高の調査件数となる見込みであり、改正の効果として、AD 関税の活用による不公正な貿易からの我が国産業の保護が進展してきている。